

日常生活状況報告書（退職者用）の提出について

東京ドーム健康保険組合

在職中、1年以上継続して健康保険の被保険者期間（任意継続被保険者期間は除く）がある方が退職する際、退職日において傷病手当金を受けられる状態にあるときは、退職後も引き続き同様（同傷病）の給付を受けることができます。

ただし、退職後2ヶ月経過の申請から、**毎回「日常生活状況報告書」の記載・添付が必要です。**これらの添付が無い場合には、傷病手当金は支給できません。

【提出先】

傷病手当金請求書に添付し、東京ドーム健康保険組合へ提出。

【留意点】

- 「日常生活状況報告書」は、もれなく記載してください。
- 現在加入している健康保険証情報は、現在の治療状況を医療保険者へ照会させていただく際に必要です。
- 添付もれ、記入もれ、虚偽申告の場合、傷病手当金は支給できません。不明な箇所は主治医に確認して記入してください。
- 支給にあたって、医療機関（医師）・医療保険者・ハローワークへ照会確認させていただくこともあります。

【その他】

- 「控え」が必要な場合は、事前にコピーをとっておいてください。
- 退職後の申請には、初回に「離職票」の原本も同封してください。

以 上